



6吉下第113号
令和6年7月26日

吉野川市上下水道事業経営審議会会長 様

吉野川市長 原井 敬

吉野川市上下水道事業経営審議会の諮問について

標記の件について、吉野川市上下水道事業経営審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求める。

1 諮問事項

- (1) 吉野川市下水道事業経営戦略（素案）について
- (2) 下水道使用料改定の必要性について

諮問の趣旨

本市の公共下水道事業は、3つの処理区分け事業を実施しており、中央処理区（鴨島町）は昭和51年度に公共下水道として、川田処理区（山川町）と川島処理区（川島町）は特定環境保全公共下水道として、それぞれ平成10年度、平成12年度より整備を進め、中央処理区については平成4年10月、川田処理区については平成17年3月、川島処理区については平成19年3月に供用を開始しました。

農業集落排水事業としては、平成5年度に山崎南地区、平成6年度に川田北地区、平成8年度に神後地区の事業採択を受け整備を進め、それぞれ平成9年4月、平成15年4月、平成14年4月に供用を開始しました。

その後、順次事業区域の拡大を図りつつ、生活環境の改善や浸水被害の軽減などを担い、快適な暮らしを市民に提供してきました。

しかしながら、近年、人口減少や節水機器の普及に伴う料金収入の伸び悩みや老朽化した下水道施設の改築更新のための新たな投資が懸念されるなど、経営環境は厳しさを増しており、継続的な経営健全化の取り組みが求められています。

このようなことから、本市の下水道事業は、将来にわたって安定的なサービスが継続できるよう平成31年2月に「経営戦略（素案）」を策定し、同年4月より地方公営企業法を適用した運営形態「公営企業会計」に移行するなど経営状態や財政状況の見える化を図り、経営健全化に取り組んできました。

この度、前回策定後5年が経過した「下水道事業経営戦略」について、策定後における社会情勢の変化や事業計画変更、新たな財政需要等に対処し、経営基盤の更なる強化を図るため、中長期的な視点に立った経営戦略の見直しを行う必要があります。

つきましては、本市下水道事業を取り巻く現状、経営上の課題と対策をはじめ下水道使用料改定の必要性を含めた「下水道事業経営戦略（改定版）」を策定するにあたり、その素案についてご審議いただきたく、諮問するものであります。